

	からの徴収				
	3~15 略				
二及び三 略					
四 介護保険 法(平成9年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務(医療機関の開設に係る事務のを除く。)					
	1~4 略				
5 同法第48条第2項の規定により算定される施設介護サービス費の請求				○ 健康福祉センター所長 日野総合事務所福祉保健局長	
6 同法第71条第1項ただし書の規定による保健医療機関又は保健薬局の開設からの別段の申出の受理				○ 健康福祉センター所長 日野総合事務所福祉保健局長	
7 同法第72条第1項ただし書の規定による介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設の開設者からの別段の中止の受理				○ 健康福祉センター所長 日野総合事務所福祉保健局長	
	8~37 略				
五及び六 略					
七 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)に基づく知事の権限に属する事務					
3 同条例第7条の規定による鳥取県立社会福祉施設における使用料の免除の決定		○			
(一) 鳥取県立福原荘に係るもの					
(1) 鳥取県立福原荘運営管理規則(昭和57年鳥取県規則第13号)第7条第2号に該当する場合に係るもの	○				
(2) (1)以外の場合に係るもの	○				
(二) 鳥取県立岩井長者寮に係るもの					
(1) 鳥取県立岩井長者寮運営管理規則(昭和39年鳥取県規則第48号)第7条第2号に該当する場合に係るもの	○			岩井長者寮長	
(2) (1)以外の場合に係るもの	○				
八 鳥取県立母来寮管理規則(昭和59年鳥取県規則第27号)に基づく知事の権限に属する事務	1~5 略				
九及び十 略					
十一 社会福祉法に基づく知事の権限に属する事務(長寿社会課の所掌事務に係るものに限る。)					
1 福祉保健課の頭の一の8、10及び12に掲げる事務	○				
2 福祉保健課の頭の一の7、9及び11の(二)に掲げる事務		○			
十二 略					
子育て支援課	一 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務(子育て支援課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同法第12条第4項の規定による児童委員の指揮監督			○ 福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	2 同法第22条第1項及び第23条第1項の規定による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護			○ 福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長	
	3~5 略				
	5の2 同法第29条の規定による児童の住所等への立入調査の			○ 児童相談所長	
三及び四 略					
四 介護保険 法(平成9年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務					
	1~4 略				
5 同法第48条第2項の規定により算定され施設介護サービス費の請求				○ 福祉事務所長	
6 同法第71条第1項ただし書の規定による保健医療機関又は保健薬局の開設者の別段の申出の受理				○	
7 同法第72条第1項ただし書の規定による介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設の開設者の別段の中止の受理				○	
	8~37 略				
五及び六 略					
七 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県規則第11号)に基づく知事の権限に属する事務					
3 同条例第7条の規定による鳥取県立社会福祉施設における使用料の減免の決定					
(一) 鳥取県立福原荘に係るもの				○	
(2) (1)以外の場合に係るもの				○	
(二) 鳥取県立岩井長者寮に係るもの					○ 岩井長者寮長
(1) 鳥取県立岩井長者寮運営管理規則(昭和57年鳥取県規則第13号)第7条第2号に該当する場合に係るもの					
(2) (1)以外の場合に係るもの					
八 鳥取県立母来寮管理規則(昭和59年鳥取県規則第27号)に基づく知事の権限に属する事務	1~5 略				
九及び十 略					
十一 社会福祉法に基づく知事の権限に属する事務(長寿社会課の所掌事務に係るものに限る。)					
1 福祉保健課の頭の一の4、6及び8に掲げる事務	○				
2 福祉保健課の頭の一の3、5及び7の(二)に掲げる事務		○			
十二 略					
子育て支援課	一 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務(子育て支援課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同法第12条第4項の規定による児童委員の指揮監督			○ 福祉事務所長
	2 同法第22条及び第23条の規定による助産施設又は母子生活支援施設への入所措置				○ 福祉事務所長
	3~5 略				
	5の2 同法第29条の規定による児童の住所等への立入調査の			○ 児童相談所長	

実施及び身分を証明する証票の交付						実施			
6 略									
7 同法第30条の2の規定による児童の保護についての指示及び収取(徵收)									
(一) 町村の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設の長に係るもの			○	福祉事務所長 日野総合事務所 福祉保健局長					○ 福祉事務所長
(二) 市の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設の長に係るもの		○						○	
(三) (一)及び(二)以外の児童福祉施設の長に係るもの並びに同法第30条第1項に規定する者に係るもの			○	児童相談所長					○ 児童相談所長
8 及び9 略									
10 同法第33条第4項の規定による一部保護期間の延長				○	児童相談所長	8及び9 略			
11 同法第36条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可			○	福祉事務所長 日野総合事務所 福祉保健局長					
(一) 町村の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設に係るものうち、一部変更に係るもの		○							○ 福祉事務所長
(二) (一)以外のもの									
12 略									
13 同法第46条第1項及び第3項の規定による報告の収取及び立入検査の実施並びに改善の勧告及び命令			○	福祉事務所長 日野総合事務所 福祉保健局長	11 略				
(一) 町村の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設に係るもの		○							
(二) (一)以外のもの									
14 略									
15 略									
16 略									
17 略									
二 児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務(子育て支援課の所掌事務に係るものに限る。)									
1 及び2 略						14 略			
法施行令に基づく知事の権限に属する事務(子育て支援課の所掌事務に係るものに限る。)				○	福祉事務所長 日野総合事務所 福祉保健局長				
3 同令第12条の2の規定による児童福祉施設の実地の検査									
(一) 町村の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設、保育所又は児童厚生施設に係るもの		○							
(二) (一)以外の児童福祉施設に係るもの									
4 略									
三 児童福祉法施行規則昭和23年厚生省令第11号に基づく知事の権限に属する事務(子育て支援課の所掌事務に係るものに限る。)									
1 略						15 略			
法施行規則昭和23年厚生省令第11号に基づく知事の権限に属する事務(子育て支援課の所掌事務に係るものに限る。)				○	福祉事務所長				
4 略									
三 児童福祉法施行規則昭和23年厚生省令第11号に基づく知事の権限に属する事務(子育て支援課の所掌事務に係るものに限る。)									
1 略						16 略			
法施行規則昭和23年厚生省令第11号に基づく知事の権限に属する事務(子育て支援課の所掌事務に係るものに限る。)				○	児童相談所長				



事の権限に属する事務								基づく知事の権限に属する事務				
土 島取県立 保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第16号)に基づく知事の権限	1 略					○	保育専門学院院長	九 島取県立 保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第16号)に基づく知事の権限	1 略			
十二 島取県立保育専門学院学則(昭和33年島取県規則第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略							2 同条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学科料の減免	○			
十二 その他 の事務	1 保育所運営費国庫負担金に係る保育所の長の認定及び未設置の認定及び開設費等改善費の加算費の承認(町村の区域に所在する保育所に係るものに限る。)					○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長	十一 島取県 福普惠奨学生貸付金等規則第14条第1項の規定による福祉生に貸与した奨学生の徴収				○ 福祉事務所長
	2 母子福祉小口貸付事業要領に基づく貸付けの決定及び交付					○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長	十二 その他 の事務	1 保育所運営費国庫負担金に係る保育所の長の認定及び開設費等改善費の加算費の承認(町村の区域に所在する保育所に係るものに限る。)			○ 福祉事務所長
	3 児童福祉法第38条から第40条までに規定する施設に係る同法第46条の規定による報告の徴収等 (一) 市に所在する施設に係るもの (二) 町村に所在する施設に係るもの		○			○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長	2 母子福祉小口貸付事業要領に基づく貸付けの決定及び交付			○ 福祉事務所長	
	4 市・町村に所在する施設に係るもの		○			○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長	3 児童福祉法第51条第1号の2の事務処理の状況の実地調査 (一) 市の事務処理状況に係るもの (二) 町村の事務処理状況に係るもの		○	○ 福祉事務所長	
医務事務	一～五 略							一～五 略				
事課	六 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)に基づく知事の権限に属する事務	1～6 略						六 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)に基づく知事の権限に属する事務	1～6 略			
	七～十三 略							七～十三 略				
十四 保健婦 助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号)に基づく知事の権限に属する事務	1～5 略							十四 保健婦 助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号)に基づく知事の権限に属する事務	1～5 略			
	十五及び十六 略							六 同法第54条から第56条までの規定による保健婦又は看護婦の登録及び助産婦登録	○			
十七 島取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例(平成2年成	1 略							2 同条例第5条の規定による授業料、入学科料及び入学選抜手数料の減免	○			



							○	保健所長
9 同法第29条の2第1項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による精神障害者等の精神病院等への入院の措置								
10 同法第30条の4第1項の規定による措置（入院者の入院の措置の解除による精神病院等の管理者の意見の聴取及びその解除）		○						
11 同法第29条の7（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による精神障害者等が行った医療についての審査等の事務の社会保険診療報酬支払基金への委託		○						
12 同法第31条の規定による入院に要する費用の徵収							○	保健所長
13 同法第32条第1項の規定による病院等・入院しないで行われる精神障害者の医療に必要な費用の負担		○						
14 同法第32条の2第3項の規定による病院等・入院しないで行われる精神障害者の医療に必要な費用の請求についての審査等の事務の社会保険診療報酬支払基金への委託		○						
15 同法第33条第4項の規定による医療保護入院措置に係る届出（同法第2項の規定による措置に係るものに限る。）の受理							○	保健所長
16 同法第33条の2の規定による医療保護入院者を退院させた旨等の届出の受理							○	保健所長
17 同法第33条の4第1項及び第3項の規定による応急入院のための精神病院の指定及びその取消し	○							
18 同法第33条の4第2項の規定による応急入院措置に係る届出の受理							○	保健所長
19 同法第34条の2において準用する同法第33条第4項の規定による仮入院措置に係る届出の受理							○	保健所長
20 同法第38条の3第4項の規定による精神病院の管理責任に対する入院中の者の退院させること又はその者の処置の改善のために必要な措置を採ることの命令		○						
21 同法第38条の5第5項又は第38条の7の規定による精神病院の管理者に対する入院中の者の症状に関する報告の請求及び検査書類の提出等の命令並びに精神病院への立入検査又は立入診察の実施		○						



8 略									
9 略									
10 略									
11 略									
12 略									
13 略									
14 略									
15 略									
16 略									
17 略									
18 略									
<b>十三 結核予防法(昭和26年法律第96号)に基づく知事の権限に属する事務</b>									
1～3 略									
4 同法第28条第1項及び第3項の規定による結核を伝染させるおそれがあるとして認められる患者の接客業等の業務への従事の禁止及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の適用を受ける者に対して当該処分を行う場合の鳥取労働基準局長との協議	○	保健所長							
5～9 略									
10 同法第34条の規定による一般患者に対する医療を受けるために必要な費用の負担の決定	○							○	保健所長
11 略									
12 同法第35条の規定による接客業等への従事を禁止した者等の診療等に要する費用の負担の決定	○							○	保健所長
13～21 略									
22 同法第66条第4項の規定による労働安全衛生法の適用を受ける者等を対象として健康診断等を行うに当たっての鳥取労働基準局長との協議	○	保健所長							
<b>十四 略</b>									
<b>十五 略</b>									
<b>十六 略</b>									
<b>十七 略</b>									
<b>十八 略</b>									
<b>十九 略</b>									
<b>二十 略</b>									
<b>二十一 略</b>									
<b>二十二 略</b>									
<b>二十三 略</b>									
<b>二十四 略</b>									
<b>環境政策課</b>									
一一～十一 略									
一二、鳥取県 1～24 略 公害防止条例 (昭和46年鳥取県条例第35号)に基づく知事の権限に属する事務 (市町村長に委任したものと除く。)	1	24	略						
<b>十二及び十四 略</b>									
十五、鳥取県 環境影響評価条例 (平成2年環境影響評価条例 (平))	1～4	略							
<b>十五 略</b>									
<b>十六 略</b>									
<b>十七 略</b>									
<b>十八 略</b>									
<b>十九 略</b>									
<b>二十 略</b>									
<b>二十一 略</b>									
<b>二十二 略</b>									
<b>二十三 略</b>									
<b>二十四 略</b>									
<b>環境政策課</b>									
一一～十一 略									
一二、鳥取県 公害防止条例 (昭和46年鳥取県条例第35号)に基づく知事の権限に属する事務 (市町村長に委任したものと除く。)	1	24	略						
<b>十三及び十四 略</b>									
十五、鳥取県 環境影響評価条例 (平)	1～4	略							

成10年鳥取県条例第24号に基づく知事の権限に属する事務						成10年12月 鳥取県条例第24号に基づく知事の権限に属する事務					
十六及び十七 暫											
十八 温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による土地の掘削の許可	○									
	2 同法第5条の規定による土地の掘削の許可の取消し	○									
	3 同法第6条の規定による土地の掘削の許可の取消し又は公益上必要な措置の命令	○									
	4 同法第7条の規定による原状回復の命令	○									
	5 同法第8条第1項の規定による温泉のゆう出槽の増掘又は動力の装置の許可、許可の取消し、原状回復の命令等	○									
	6 同法第9条第1項の規定による温泉の採取の制限の命令	○									
	7 同法第11条第1項の規定による温泉のゆう出槽等に対する影響の阻止に必要な措置の命令	○									
	8 同法第12条の規定による温泉を公共の浴用等に供することの許可					○	保健所長				
	9 同法第15条の規定による温泉利用施設等の改善の指示		○								
	10 同法第16条第1項の規定による温泉源より温泉を採取する者等に対する温泉のゆう出量等についての報告の命令				○	保健所長					
	11 同法第17条第1項の規定による温泉の利用施設への立ち入り及び温泉のゆう出量等についての検査の実施				○	保健所長					
	12 同法第18条の規定による温泉の利出許可の取消し又は温泉の利用の制限等の命令	○									
十九 温泉法(昭和23年厚生省令第35号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項の規定による温泉の成分等の揭示の内容の届出の受理				○	保健所長					
二十 鳥取県温泉法施行細則(昭和62年鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同細則第14条の規定による温泉利用施設の設備の改修の届出の受理				○	保健所長					
二十一 鳥取県自然環境保全条例(昭和49年鳥取県条例第41号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第12条の規定による自然環境保全基本方針の策定等	○									
	2 同条例第12条の規定による県自然環境保全地域の指定等	○									
	3 同条例第14条の規定による県自然環境保全地域に関する保	○									

全計画の決定等					
4 同条例第15条第2項の規定による県自然環境保全地域に開拓する保全事業の一部の執行の承認	○				
5 同条例第16条第1項又は第2項の規定による県自然環境保全地域の特別地区的指定等	○				
6 同条例第16条第4項の規定による県自然環境保全地域の特別地区における建築物その他の工作物の新築等の許可	○				
7 同条例第17条第1項又は第2項の規定による野生動植物保護地区の指定等	○				
8 同条例第17条第3項第6号の規定による県自然環境保全地域の野生動植物保護地区における野生動植物の捕獲若しくは殺戮又は採取若しくは損傷の許可	○				
9 同条例第18条の規定による県自然環境保全地域の普通地区内における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮	○				
10 同条例第19条第1項の規定による県自然環境保全地域における行為の中止等の命令	○				
11 同条例第20条第1項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内は野生動植物保護地区内における國の機關等の行う行為についての協議	○				
12 同条例第21条の規定による緑地環境保全地域の指定等	○				
13 同条例第22条の規定による緑地環境保全地域に関する保全計画の決定等	○				
14 同条例第23条第2項の規定による緑地環境保全地域に関する保全事業の一部の執行の承認	○				
15 同条例第24条の規定による緑地環境保全地域内における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮	○				
16 同条例第25条第1項の規定による緑地環境保全地域における行為の中止等の命令	○				
17 同条例第29条第1項の規定による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域における行為の実施状況等についての報告の徴収又は入検査若しくは自然環境に及ぼす影響の調査の	○				





39 略							業者又は処分業の許可の取消し又は事業の停止の命令				
40 同法第15条第4項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可申請に関する告示総覽	○										
41 同法第15条第5項の規定による市町村長からの意見の聴取	○										
42 同法第15条第6項の規定による利害関係者からの生活環境保全上の意見書の受理		○									
43 同法第15条の2第2項(同法第15条の2の4第2項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設等への過度の集中による大気環境基準確保の困難度定	○										
44 同法第15条の2第3項(同法第15条の2の4第2項において準用する場合を含む。)の規定による専門的知識を有する者の意見聴取	○										
45 同法第15条の2第5項(同法第15条の2の4第2項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設の検査 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの	○					○ 保健所長	同法第15条の2第4項(同法第15条の2の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設の検査 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの	○			○ 保健所長
46 同法第15条の2第4第1項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等の要件の許可 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの	○					○ 保健所長	同法第15条の2第1項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等の要件の許可 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの	○			○ 保健所長
47 同法第15条の2の4第3項において準用する同法第3条第3項又は第4項の規定による産業廃棄物処理施設の設立等の届出は産業廃棄物最終処分場の設立処分の終了の届出の受理 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの	○					○ 保健所長	同法第15条の2第3項において準用する同法第3条第3項又は第4項の規定による産業廃棄物処理施設の設立等の届出又は産業廃棄物最終処分場の設立処分の終了の届出の受理 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの	○			○ 保健所長
48 同法第15条の2の4第3項において準用する同法第3条第5項の規定による産業廃棄物最終処分場の指定適合確認 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの	○					○ 保健所長	同法第15条の2第3項において準用する同法第3条第3項又は第4項の規定による産業廃棄物処理施設の承認の届出の受理 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの	○			○ 保健所長
49 略											
50 同法第15条の4において準用する同法第9条の5第3項の規定による産業廃棄物処理施設の承認又は借受けの許可 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの	○					○ 保健所長	同法第15条の4において準用する同法第9条の5第3項の規定による産業廃棄物処理施設の承認の届出の受理 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの	○			○ 保健所長





